

## 精度管理委員会細則

平成 4 年 7 月 1 日制定

### (総則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という。）の組織運営規程第 22 条及び第 27 条の規定に基づき、精度管理委員会の必要事項を定める。

### (目的)

第 2 条 精度管理委員会は、本会及び関係団体の行う精度管理事業を推進することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 精度管理委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精度管理に関すること
- (2) 検査業務及び検査成績に関すること
- (3) 精度管理に関する啓発、教育及び普及に関すること
- (4) その他、目的達成に必要なこと

### (設置)

第 4 条 本会は、前条の事業を行うため、定款第 44 条及び組織運営規程第 22 条の定めるところにより、精度管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 委員長 1 名
- (3) 副委員長 1 名
- (4) 委員 部門ごとに 1 名
- (5) 学識経験者 必要に応じ、若干名
- (6) 実務員 必要に応じ、部門ごとに 1～2 名をおくことができる。

3 委員長は、会長が指名し、理事会で承認した後、会長が委嘱する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 委員は、正会員の中から理事会で選任し、会長が委嘱する。

### (任期)

第 5 条 委員長、副委員長及び委員の任期は 2 年とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、再任は通算 3 期までとする。

(職 務)

第 6 条 役員は、次の職務を行い、精度管理事業の推進を図る。

- (1) 委員長は、精度管理委員会を代表し、事業を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 委員は、事業達成のため関連部門と連携して精度管理事業活動を行う。
- (4) 委員の中より広島県医師会臨床検査精度管理推進委員会の委員ならびにワーキンググループ委員を選出する。
- (5) 実務員は、ワーキンググループ委員の補助作業ならびに委員への業務継続、職務の取得のためにおく。

(運 営)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、委員長が議長となる。
- 3 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。
- 4 委員会は、構成委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 委員の代理は認めない。
- 7 委員会においては、以下の事項を協議する。
  - (1) 事業の計画と予算
  - (2) 事業の報告と決算
  - (3) その他事業に関すること

(理事会の承認)

第 8 条 委員長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、理事会に報告してその承認を得なければならない。

(細則の変更等)

第 10 条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

- 2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この細則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

平成 10 年 4 月 1 日 一部改正

平成 15 年 10 月 27 日 一部改正

平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 3 0 年 4 月 1 日 一部改正